会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

次の協議会を次のとは	づり開催した。
協議会名称	令和4年度第1回埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会
開催日時	令和 4年 7月 21日(木) 14:00 ~ 15:40
開催場所	川口市役所第二庁舎 地階会議室
出 席 者 ※ 会 長 等 ◎ 副 会 長 等 ○	 ◎稲垣具志委員 ○寺本正和委員 保谷節子委員 片倉 卓委員 林 敏夫委員 福島昌好委員 増渕洋一郎委員 大場崇吏委員 岡本香南子委員 長友弘毅委員 小田原道弥委員 北園政昭委員 花見恵樹郎委員 須藤まゆみ委員 佐藤 要委員 団体:特定非営利活動法人 Neco ねこ、特定非営利活動法人悠々いい旅、社会福祉法人戸田市社会福祉事業団、一般社団法人コンパス娘息子代行サービス 事務局:川口市福祉総務課 金野次長、大橋係長、板橋主査 蕨 市福祉総務課 山本主事 戸田市福祉総務課 青木主任、綱藤主任
次回開催予定日	令和 4年 11月 16日 (水)
問い合わせ先	川口市福祉部福祉総務課庶務係 板橋・大川
問い合わせ先 会 議 記 録	☎ 048−259−7929
	 ■ 048-259-7929 図 083.01000@city.kawaguchi.saitama.jp ※ 要約した 会議記録の公開に関する取扱い要領
会 議 記 録	 ○ 048-259-7929 ○ 083.01000@city.kawaguchi.saitama.jp 発言記録・要約 要約した 会議記録の公開に関する取扱い要領第5条第2項(3)による。 1 開 会 2 委員紹介 3 正・副会長選出 4 事務担当紹介 5 議題 (1) 令和3年度下半期福祉有償運送運営状況報告について (2) 登録団体の更新申請について (3) 旅客から収受する対価の変更について (4) 軽微な事項の変更等について (5) 新規登録団体の申請について (6) その他

項目	説明者	内	容
1 開会	事務局	~事務局挨拶~	のフスナタフ
		会議録作成のため、録音すること 埼玉県南部地区における福祉有償	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		する。	,,_,
	事務局	1名の傍聴者が入場する旨報告す	る。
2委員紹介	事務局	~委員紹介~	
		要綱第8条第2項により委員の過の成立を報告する。	過半数以上の出席により会議
3 正·副会長 選出	事務局	委員互選にて稲垣委員が会長に就 委員長指名にて寺本委員が副会長 〜会長挨拶〜 〜副会長挨拶〜	. •
4事務担当者紹介	事務局	~各市事務担当職員紹介~	
5議題	会長	議題(1)令和3年度下半期福祉有	償運送運営状況について
	事務局	~資料に沿って説明~	
	会長	質問や意見があれば発言をお願い	したい。
	会長	令和3年下半期の報告があり、資 徴などあったか。	料に上半期もある。傾向や特
	事務局	令和3年度上半期に1団体下半期 廃止する一方、利用実績が2倍にな	
	会長	利用が少なく撤退する事業者もも 増する事業者もあり2分化されてい しまうことに関する問題点や課題は	るとのこと、利用が集中して
	事務局	福祉有償運送は運送できる対象者 ら、HPにある一覧表から利用対象者 身で選んでもらうよう案内している	及び区域を確認し、利用者自

会長

他の自治体では周知不足や利用ニーズと提供サービスにずれなどの課題があるとも聞く、議題(1)を承認して問題ないか。

委員一同

異議なし

会長

議題(2)登録団体の更新申請について

特定非営利活動法人 Neco ねこ入室

事務局

特定非営利活動法人 Neco ねこ 〜事務局説明〜

会長

質問や意見があれば発言をお願いしたい。

委員

旅客名簿は二、ホ、への利用者のみであるが、今後利用の希望 があれば受け入れる体制を整えたいとの認識で希望する旅客の 範囲をすべてとしているという認識でよいか。

事業者

よい。

副会長

3台の車を3人で運送するとのことであったが、要介護度の高い方や乗降時の段差が大きい場所などあると思うが、補助はいるのか。

事業者

通常は運転者1名で行う、乗降時は必ず安全が担保されるよう 努めている。

会長

今後利用者の増加は見込まれるのか。

事業者

要望はあるが希望が重なってしまい車両と運転手不足により 断ることもある。

会長

他に意見が無ければ、更新申請を承認して問題ないか。

委員一同

異議なし

会長

異議なしと認め協議成立とする。次の事業者の入室をお願いする。

~特定非営利活動法人 Neco ねこ退室、

特定非営利活動法人悠々いい旅入室~

事務局 特定非営利活動法人悠々いい旅

~事務局説明~

委員 旅客から収受する対価を距離制と定額制をとっているが、利用

が多いのはどちらであるか。

事業者 圧倒的に距離制である。

会長 定額制の2万5千円を距離に換算すると100キロを超える こととなるが100キロを超える見込みがある場合に定額制を

とるといった感じか。

事務局 当該事業者は東京オリンピックの際、各会場を1日かけまわる

ことを想定して定額制を設置したと記憶している。距離により定額制をとるというより、拘束時間から定額制をとることを想定し

た対価の設定である。

会長 30人の利用者がいるが車両は1台とのこと。利用状況は特定

の方が何回も利用するといった状況であるのか。

事業者 半数が恒常的に利用している。

会長 令和3年度下半期143回の実績は車両1台としては非常に

高い稼働率である。他に意見が無ければ、更新申請を承認して問

題ないか。

委員一同 異議なし

会長 異議なしと認め協議成立とする。また、当該事業者は次の議題

の申請もあることから退室しないように。

| 会長 | 議題 (3) 旅客から収受する対価の変更について

事務局 ~事務局説明~

事務局特定非営利活動法人悠々いい旅

~事務局説明~

会長 先の更新申請時に認められた対価の設定内容を更新時を待た

ず、明日からでも待機料金と院内介助の設定を30分として設定

したいとのことであるがどうか。

委員一同 異議なし

会長特に異議ないとのことなので、協議成立とする。

~特定非営利活動法人悠々いい旅退室、

社会福祉法人戸田市社会福祉事業団入室~

事務局
社会福祉法人戸田市社会福祉事業団

~事務局説明~

会長対価を変更する趣旨は。

事業者 燃料費及び人件費の高騰によるもの。

会長 他に意見はないか。異議内容なら協議成立でよいか。

委員一同 異議なし

会長 異議ないため、協議成立とする。

~社会福祉法人戸田市社会福祉事業団退室~

会長 議題(4)軽微な事項の変更等について

事務局へ説明を求める。

事務局 ~事務局説明~

会長 利用者の引っ越しや利用激減により南部地区撤退の団体もい

れば、人が足らず運転者を増やすような事業者もいるとのこと。

意見等ないか。

委員一同 異議なし

会長本件は報告事項により、これをもって確認とし、承認する。

会長 議題(5)新規登録団体の申請について

申請団体の入室案内をお願いする

一般社団法人コンパス娘息子代行サービス

~事務局説明~

委員

既にさいたま市で4年の実績がある中で、南部地区に拡大する 経緯は。

事業者

南部地区でも希望がある。

会長

旅客名簿をみると利用者は川口市に限られるが。

事業者

蕨市にお住まいの方等今後川口市以外からも利用の希望者が 既にいる。

会長

今後を見据えてと理解した。

委員

現在さいたま市で運送しているなら、南部地区での有償運送が 認められた場合は、新規ではなく区域の拡大とのことで変更届を 県へ提出のこと。

事業者

了。

会長

旅客の範囲は、現在名簿には二要介護認定者のみであるが、今 後を見据えホの要支援認定者までを希望するとのことか。

事業者

そうである。

委員

複数乗車は、同一個所に6人が同じ場所に行くという扱いでよいか。

事業者

同じ場所へや同じ場所からである。

委員

例えば6人、順に乗車した場合、最初の3人までは5分あたり80円、4人目が乗車したらその後は60円となるなど一人当たりの支払額が変動するというものか。利用者が混乱しないよう丁寧な案内を求める。

会長

対価の設定は明確に示す必要があり、もう少し具体的に利用の 想定をシミュレーションして明文化することを求める。対価の設 定については後日追加資料を提出とのことでよいか。

事業者

了。

委員

さいたま市ではどのように行っているのか。

事業者

さいたま市では複数乗車の設定は行っていない。

会長 利用者への対価の案内についてはどのように行うのか。 予約時と実走で乗車人数に変動がある際などは実績に合わせ るなどどのように案内すると考えているか。

事業者精査し再度提出する。

会長 安全管理体制も適切に設定されている。 他にあるか。

委員一同 異議なし

会長 複数乗車の設定以外は異議ないとのことであり、条件付きで承認とし、複数乗車の部分については事務局、埼玉県、国交省、副会長とも調整し、一任いただくとのことでどうか。

委員一同 異議なし

事務局

会長

6 閉会

会長 異議なしとのことであるので、複数乗車部分を確認後承認とする条件付き承認とする。

~事業者退室~

会長 議題(6) その他について

第2回(11月16日水曜日の午後2時から、令和4年度上半期の実績報告等を行う予定)、第3回(令和5年2月13日月曜日の午後2時から更新登録審査を行う予定)協議会の案内を行う。

会長 本日予定していた案件は全て終了した。進行を事務局へ返す。

以上で、令和4年度 第1回埼玉県南部地区福祉有償運送3市 共同運営協議会を閉会とする。

- 6 -

令和4年度第1回埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会

会 議 次 第

日時 令和4年7月21日(木)午後2時会場 川口市役所第二庁舎地階会議室

- 1 開 会
- 2 委 員 紹 介
- 3 正・副会長選出
- 4 事務担当紹介
- 5 議 題
 - (1) 令和3年度下半期福祉有償運送運営状況報告について
 - (2) 登録団体の更新申請について
 - (3) 旅客から収受する対価の変更について
 - (4) 軽微な事項の変更等につて
 - (5) 新規登録団体の申請について
 - (6) その他
- 6 閉 会

令和4年度埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会委員名簿

(敬称略)

NO	区分	選出先	氏名	(敬称略) 役職等
1		川口市	寺本 正和	川口市民生委員児童委員協議会 新郷地区会長
2	住民の代表	蕨市	保谷 節子	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会理事
3		戸田市	片倉 卓	戸田市民生委員・児童委員協議会理事
4		川口市	林 敏夫	川口市社会福祉協議会在宅福祉課長
5	社会貢献を行っている NPO等の代表	蕨市	福島昌好	蕨市社会福祉協議会地域福祉課長
6		戸田市	増渕 洋一郎	戸田市社会福祉協議会地域福祉課長
7		川口市	大場 崇吏	福祉部障害福祉課長
8	市職員	蕨市	岡本 香南子	健康福祉部福祉総務課障害者福祉係長
9		戸田市	長友 弘毅	福祉部健康長寿課長
10	利用者の代表	川口市	小田原 道弥	特定非営利活動法人リンクス理事
11	一般旅客自動車運送 事業者	埼玉県	北園 政昭	㈱ケアコスモス総括部長
12	埼玉県乗用自動車協会 の代表	埼玉県	藤田 茂	(一社) 埼玉県乗用自動車協会理事
	個人タクシー協会 関係者	埼玉県	花見 恵樹郎	全埼玉個人タクシー事業協同組合副会長
14	タクシー運転手 労働組合等の代表	埼玉県	遠藤 浩司	埼玉交通運輸労働組合(埼交連) 副執行委員長
15	国土交通省関東運輸局 埼玉運輸支局職員	埼玉県	須藤 まゆみ	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局輸送担当 運輸企画専門官
16	埼玉県職員	埼玉県	石原 直哉	埼玉県東部中央福祉事務所 担当課長
17	埼玉県職員	埼玉県	佐藤 要	埼玉県企画財政部交通政策課 主事
18	学識経験者	埼玉県	稲垣 具志	東京都市大学建築都市デザイン学部 都市工学科准教授

令和4年度埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会 事務担当者名簿

	市	課長	担当者	住所	電話番号	FAX	メールアドレス
	蕨市	健康福祉部 次長兼福祉総務課長	福祉総務課長補佐 大重 寿子	〒335-8501	048-433-7753	048-444-2040	fsoumu@city.warabi.lg.jp
) 99 5, 1 1 1	國井 信太郎	福祉総務係 主事 山本 眞愛	蕨市中央5-14-15	040 400 7733	040 444 2040	TSOUMUWCTEY. Wal abt. 1g. jp
		健康福祉部福祉総務課長	福祉総務担当 主任青木 勝弘	〒335-8588	048-424-9564	048-441-1977	fukushi-somu@city.toda.lg.jp
N2	у щі	雨宮博子	福祉総務担当 主任 網藤 原野	戸田市上戸田1-18-1	010 121 0001	010 111 1077	Takasiii Soliiaesity. toda. 18. jp
			庶務係長 大橋 太郎				
事務局		福祉部 次長兼福祉総務課長 金野 秀喜	庶務係 主査 板橋 京子	〒332-8601 川口市青木2-1-1	048-259-7929	048-255-3188	083.01000@city.kawaguchi.lg.jp
			庶務係 主事 大川 沙織				

登録番号

事務所の住所

団体名

電話

関埼福第138号

特定非営利活動法人

ユーフォリア

戸田市美女木4-18-23

金子ビル

048-421-7107

<u>β</u>	対象者	身体障害者 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、 精神障害その他障害を有する者	身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介 護認定者、要支援認定者、基本チェックリスト 該当者、その他(肢体不自由、内部障害、精 神障害、その他の障害)		身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介 護認定者、要支援認定者、基本チェックリスト 該当者、その他(肢体不自由、内部障害、精 神障害、その他の障害)	身体障害者、要支援及び要介護者
<u> </u>	運行区域	戸田市	川口市	川口市、蕨市、戸田市	川口市、蕨市	戸田市、蕨市
		生活サポート事業30分 475円	者世帯の階層区分により異なる)	初乗り 1km以下 50円 (加算 以後1kmあたり 50円) 迎車回送料金 200円 生活サポート事業 1時間 950円	15分以内800円 (以後15分あたり800円) 待機料金15分あたり250円 その他の料金:介護保険法、障害 者総合支援法に準拠する	3km未満 360円 (以後1kmあたり150円)、 迎車料金1.5km毎120円、 待機料金15分毎200円、車いす使用 料50円、ストレッチャー使用料100円
<u> </u>	車両台数 *地区外転用車	セダン等4台(うち軽0台)	車いす車27台(うち軽9台) セダン等4台(うち軽1台)	セダン等2台(うち軽1台)	車いす車1台(うち軽1台) 兼用車7台(うち軽0台)	車いす車9台(うち軽3台) 兼用車2台(うち軽0台)
<u>ڊ</u>	初回登録年月日	H18.1.31	H18.3.15	H18.4.13	H20.1.31	H21.2.12
- -	有効期限	R5.1.30	R7.3.14	R5.4.12	R7.1.30	R5.2.11
K	他地区の運行	さいたま市	さいたま市	さいたま市	-	-
	備考	令和4年度第2回更新審査	-	令和4年度第3回更新審査	-	令和4年度第2回更新審査
Z		6	7	8	9	10
_	登録番号	関埼福第213号		。 関埼福第326号	与工具	10 埼玉県福第62号
Ē	団体名	関域価系と10号 社会福祉法人みぬま福祉会 生活サポートセンターたいよう	関域福第300号 特定非営利活動法人 悠々いい旅	関与価値第320号 一般社団法人 埼玉県身障者問題をすすめる会	埼玉宗福第020号 特定非営利活動法人 原町ケアクラブ	埼玉宗備第62号 特定非営利活動法人 Necoねこ
	事務所の住所	白岡市小久喜450	蕨市塚越7-35-15	さいたま市浦和区大原3-10-1	川口市原町3-34	戸田市大字新曽927-3
ĵ	電話	0480-93-1101	048-444-0609	048-825-3580	048-253-3033	080-3477-2847
-1 <u>=</u>	対象者	身体障害者 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、 精神障害その他障害を有する者	身体障害者、要支援及び要介護者	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、 精神障害その他障害を有する者	身体障害者、要支援及び要介護者、その他 肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障 害その他障害を有する者	
)	運行区域	川口市	川口市、蕨市、戸田市	蕨市	川口市	戸田市
	利用料金	生活サポート事業 1時間 950円	運送1回あたり 25,000円 (1日貸し切り運行) 待機料金 600円	初乗り 3kmまで400円 (以後1kmあたり50円) 初乗り 15分以内400円 (以後15分あたり400円) 生活サポート事業30分 470円 待機料金 15分毎400円 複数乗車1kmあたり50円1人増えるごと に5円引き下げ	初乗り 15分以内 600円 (加算 以後5分あたり 300円) 待機料金 15分毎 300円 介護保険自己負担分(介助料) 乗降介助 300円	初乗り 30分以内 500円 (加算 以後10分あたり 500円) 運送1回あたり 500円(発着がいず れも戸田市内の場合のみ。 上限150時間) 待機料金 10分毎250円
₹	*地区外転用車	車いす車1台(うち軽1台)* 回転シート車1台(うち軽1台)*	車いす車1台(うち軽1台)	車いす車7台(うち軽4台)*	車いす車1台(うち軽1台) セダン等3台(うち軽1台)	セダン等3台(うち軽2台)
	初回登録年月日	H21.4.23	H26.9.16	H28.3.31	H30.3.19	R2.10.15
,	有効期限	R5.4.22	R4.9.15	R6.3.30	R5.3.18	R4.10.14
	他地区の運行	さいたま市、埼葛南、埼葛北	-	さいたま市	-	-
	備考	令和4年3月31日廃止	令和4年度第1回更新審査	令和4年3月31日廃止	令和4年度第3回更新審査	令和4年度第1回更新審査

3

関埼福第056号

NPO法人

ともに生きる会

さいたま市南区根岸3-8-14

048-837-4546

関埼福第176号

特定非営利活動法人

ケアたつ

川口市新堀50-2

048-282-8691

身体障害者,精神障害者,知的障害者,要介

5

関埼福第200号

社会福祉法人

戸田市社会福祉事業団

戸田市大字上戸田5-7

048-432-2222

2

関埼福第055号

社会福祉法人

さくら草

さいたま市南区大字太田窪

字前3501-2

048-813-7426

身体障害者,精神障害者,知的障害者,要介

地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断

1 地域内における輸送の対象となる移動制約者の数(令和4年3月31日現在・単位人)

3枚71に6317の前位の2万多による1を到前が	1 1 VS (1)	18 1 07 10 1 1 7 1 1 T	
		視覚障害	1,522
		聴覚•平衡機能障害	1,696
身体障害者手帳所持者数	22,476	音声・言語・そしゃく機能障害	284
		肢体不自由	10,408
		内部障害	8,566
		要介護1	7,441
		要介護2	5,940
介護保険要介護(要支援)認定者数	31,334	要介護3	4,607
月暖休候女月暖(女人饭/沁足日效	31,334	要介護4	3,828
		要介護5	2,810
		要支援	6,708
基本チェックリスト該当者数	280	事業対象者	280
療育手帳所持者数	5,341		
精神障害者保健福祉手帳所持者数	6,887		
精神障害者通院医療費公費負担患者数	13,622		
指定難病医療給付受給者数	5,327		
小児慢性特定疾病医療給付受給者数	707		
その他(知的障害児者把握者数等)	0		
合計(重複あり)	85,974		

2 地域内におけるタクシー等公共交通機関の状況(令和4年3月31日現在)

分類/交通圏	県南中央	県南東部	県南西部	県北	秩父	中·西毛	合計
①法人タクシー	2,427	1,243	1,530	387	89	3	5,679
①が所有する福祉車両	35	5	10	0	1	0	51
②個人タクシー	108	31	32	0	0	0	171
③患者等輸送限定	256	137	225	56	9	4	687
③が所有する福祉車両	230	135	207	51	6	4	633
福祉車両合計	265	140	217	51	7	4	684
승 計	2,791	1,411	1,787	443	98	7	6,537

※県南中央交通圏(さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、

北本市、伊奈町)人口 2.682.664人

3市(川口市、蕨市、戸田市)人口 814,208人により按分した台数

814,208 ÷ 2,682,664 = 0.303507 = 30.3%

(①2,427+②108+③256)台×30.3%≒845.6台

3 福祉タクシー券の利用状況(令和4年3月31日現在)

	対象者の区分	交付件数	利用件数
1	身体1・2級、療育 A A ※川口市は精神1級含む	52,316	88,226

4 地域内におけるNPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況

	団体名	有償・無償	保有車両		延べ輸送人数(人)
	四件石	化原 系原	福祉車両	セダン型	進い制
1	特定非営利活動法人 ユーフォリア	有償		4	40
2	特定非営利活動法人 さくら草	有償	27	4	19
3	特定非営利活動法人 ともに生きる会	有償		2	3
4	特定非営利活動法人 ケアたつ	有償	8		192
5		有償	11		133
6	特定非営利活動法人 悠々いい旅	有償	1		30
7	特定非営利活動法人 原町ケアクラブ	有償	1	3	20
8	特定非営利活動法人 Necoねこ	有償		3	12

5 地域内における上記の状況等を踏まえた福祉有償運送の必要性について

南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会の管内における移動制約者の状況としては、身体障害者22,476人、要介護(要支援)認定者31,334人、その他の者を含めると合計85,974人であり、管内人口の約11%となっている。

これに対して、管内人口により按分したタクシーの台数は845台であり、管内の移動制約者数に対して約101人に1台の割合となっている。

管内は、JR京浜東北線、JR武蔵野線、JR埼京線、埼玉高速鉄道線等の公共交通機関があり、比較的利便性は高い地域であるが、その一方で、駅からの距離が相当離れていることから当該公共交通機関の利用が困難な地域もあることから、福祉有償運送については今後も引き続き必要性が高いと認識される。

自家用有償旅客運送実績報告書(令和3年度下半期分)団体別一覧表

		実施団体名		自:	家用有償旅	逐客運送自	動車数(両	概況(令和4年3月31日現在) 動車数(両) ※輸送する旅客の範囲および数							輸送実	績(10/1~:	3/31)	특	事故件数(1	0/1~3/3	1)				
<u>1</u>	No.	(主たる事務所所在 地)	寝台車	車いす車	*==	回転 シート車	レガン生	バス	計	路線又は 運送の区域	1	_	<i>/</i> \	=	ホ	^	<u></u>	計	走行キロ	輸送人員 又は 運送回数	運送収入 (千円)	交通事故 件数	重大事故 件数	死者数	負傷者数
	1 特; 1 (戸	定非営利活動法人ユーフォリア 5田市)					4(0)		4(0)	戸田市	1	1	38					40	626.8	158回	118	0	0	0	0
	₂ 社:	会福祉法人さくら草 らいたま市)		27(9)			4(1)		31(10)	川口市	12		6		1			19	900	105回	63	0	0	0	0
	₃ 特!	定非営利活動法人ともに生きる会ないたま市)					2(1)		2(1)	川口市・蕨市・ 戸田市	1		2					3	220	31回	17.2	0	0	0	0
	4 特! 4 (JI	定非営利活動法人ケアたつ川口市)		1(1)	7(0)				8(1)	川口市・蕨市	73	8	38	67	2	1	3	192	21,634	3,566回	3,900	0	0	0	0
ບາ	₅ 社:	会福祉法人戸田市社会福祉事業団 〒田市)		9(3)	2(0)				11(3)	戸田市·蕨市	10		2	95	23	3		133	1,688	851回	413	0	0	0	0
	6 生	会福祉法人みぬま福祉会 活サポートセンターたいよう 日岡市)		*1(1)		*1(1)			*2(2)	川口市	2		14					16	0	0回	0	0	0	0	0
	7 特: 7 (蔚	定非営利活動法人悠々いい旅 表市)		1(1)					1(1)	川口市・蕨市・ 戸田市				27	3			30	453.5	143回	117.1	0	0	0	0
	8 埼	般社団法人 玉県身障者問題をすすめる会 いたま市)		*7(4)					*7(4)	蕨市								0	0	0回	0	0	0	0	0
	9 原	定非営利活動法人 町ケアクラブ I 口市)		1(1)			3(1)		4(2)	川口市				11	9			20	255.6	235回	144	0	0	0	0
1	0 特:	定非営利活動法人Necoねこ 『田市)					3(2)		3(2)	戸田市				3	3	6		12	64	16回	18	0	0	0	0

[※] 輸送する旅客の範囲および数中、イ、ロ、ハ、二、ホ、へ、トは以下のとおり

イ 身体障害者、ロ 精神障害者、ハ 知的障害者、ニ 要介護認定者、ホ 要支援認定者、ヘ 基本チェックリスト該当者、ト その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

[※] 自家用有償旅客運送自動車数中、車両数前の*は地区外所有車両を使用しているもの

[※] 自家用有償旅客運送自動車数中、()内は軽自動車数

自家用有償旅客運送実績報告書(令和3年度上半期分)団体別一覧表

			白!	家田右僧は	* 家運送白	動車数(両)		令和3年10)月1日現在) 		**	輸送する	ろ旅客	の節囲	およ7	ぶ 数		輸送実	€績(4/1~9	9/30)	1	事故件数(4	4/1 ~ 9/30)
_	実施団体名	寝台車	車いす車		- t-		バス	計	路線又は 運送の区域	1		/\	=	ホ	^	<u></u> ۲	計	走行キロ	輸送人員 又は 運送回数	運送収入 (千円)	交通事故 件数	重大事故 件数	死者数	負傷者数
	1 特定非営利活動法人ユーフォリア (戸田市)					4(0)		4(0)	戸田市	1	1	38					40	552	153回	93	0	0	0	0
	2 社会福祉法人さくら草 (さいたま市)		26(9)			6(1)		32(10)	川口市							112	112	1,044	108回	65	0	0	0	0
	3 特定非営利活動法人ともに生きる会 (さいたま市)					1(0)		1(0)	川口市・蕨市・ 戸田市	1		1					2	56	7回	4.2	0	0	0	0
	4 特定非営利活動法人ケアたつ (川口市)		1(1)	7(0)				8(1)	川口市·蕨市	64	6	30	39	2	1	2	144	8,651	1,450回	1,387	0	0	0	0
	5 社会福祉法人戸田市社会福祉事業団 (戸田市)		9(3)	2(0)				11(3)	戸田市·蕨市	7		1	62	16	2		88	1,568	767回	381	0	0	0	0
6	社会福祉法人みぬま福祉会 6 生活サポートセンターたいよう (白岡市)		*1(1)		*1(1)			*2(2)	川口市	2		14					16	0	0回	0	0	0	0	0
	7 特定非営利活動法人もみじの手 (草加市)					3(0)			川口市			1					1	0	0回	0	0	0	0	0
	8 特定非営利活動法人悠々いい旅 (蕨市)		1(1)					1(1)	川口市・蕨市・ 戸田市				21	2			23	369.7	105回	100	0	0	0	0
	一般社団法人 9 埼玉県身障者問題をすすめる会 (さいたま市)		*7(4)					*7(4)	蕨市			1					1	0	0回	0	0	0	0	0
	特定非営利活動法人 10 原町ケアクラブ (川口市)		1(1)			3(1)		4(2)	川口市				17	10	2		29	187	154回	102	0	0	0	0
	11 特定非営利活動法人Necoねこ (戸田市)					3(2)		3(2)	戸田市	2	2		4	2	10		20	92.8	33回	16	0	0	0	0

[※] 輸送する旅客の範囲および数中、イ、ロ、ハ、二、ホ、へ、トは以下のとおり

イ 身体障害者、ロ 精神障害者、ハ 知的障害者、ニ 要介護認定者、ホ 要支援認定者、ヘ 基本チェックリスト該当者、ト その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

[※] 自家用有償旅客運送自動車数中、車両数前の*は地区外所有車両を使用しているもの

[※] 自家用有償旅客運送自動車数中、()内は軽自動車数

NPO等による自家用有償旅客運送に係る道路運送法第79条の6の規定に基づく更新登録申請の概要

人・在芸僧社法人・商工芸護所・商工芸護所・商工芸・宮利を目的としない法人名を 有しない社団 あらかじめ登録をした利用会員及びその付添人 イ身体障害者 ロ精神障害者 ハ 知的障害者 ニ 要介護認定者本要支援認定者へ基本チェックリスト該当者 ト その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害) 「運送主体と自象用自動車を提供する者との間で車両の使用に関する契約が書面で行われている・当該契約において有償運送の管理、運営、事故・苦情対応について運送主体が責任を負うことが明確化されている 普通第二種免許を有しかつ、その効力が停止されていない者が、第一種免許を有しかつ、その効力が停止されていない者が、第一種免許を利しかつ、その効力が停止されていない者が、第一種免許を利しかつ、その効力が2年以内に停止されていない者が、第一種合計を形態定する講習を修了している者。但し、セダン型等の一般車両にについては、介護福祉士の登録を受けているか、国土交通大臣が認定する講習を修了しているか、、国土交通大臣が認定する講習を修了しているか、、国土交通大臣が認める要件を備えているか、いずれの要件を満たしている者を講習を修了しているか、いっずれの要件を満たしている者を講習を修了しているか、いっずれの要件を満たしているると、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に、地域の特性等を勘案しつつ定められたもの[対価の要件] ・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。 ト雪中的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。「対価の設定」・ 品軸(例)1km〇円 ・時間制(例)10分〇円 ・複数乗車	項目	福祉有償運送の要件	申請者の概要
「選送利用者の範囲」 「身体障害者 口精神障害者 ハ知的障害者 二要介護認定者ホ要 支援認定者へ基本チェックリスト該当者 トその他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害) ・運送主体と自家用自動車を提供する者との間で車両の使用に関する契約が書面で行われている・当該契約において有償運送の管理、運営、事故・苦情対応について運送主体が責任を負うことが明確化されている 普通第二理免許を有しかつ、その効力が停止されていない者が、第一種免許を有しかつ、その効力が停止されていない者が、第一種免許を有しかつ、その効力が停止されていない者が、第一種免許を有しかつ、その効力が停止されていない者が、第一種免許を有しかの、その効力が停止されていない者が、国土交通大臣が認定する講習を修了している者。但し、セダン型等の一般車両については、介護福祉士の登録を受けているか、国土交通大臣が認める要件を備えているが、同主交通大臣が認める要件を備えているが、同主のでの情報を表示している者を関する構造を修了しているが、国土交通大臣が認める要件を構定しているが、同主のでは、介護福祉士の登録状況:3人(修了) 「実報者を修了しているか、国土交通大臣が認める要件を構定しているが、「対策を関する機能を受けているか、国土交通大臣が認める要件を構定しているが、「対策を制定を受けている者を対象に含むものに限る)に加入していることを事務局で確認済みと対象のでき目安に、地域の特性等を勘案しつつ定められたもの「対価の要件」・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。「対価の設定」・正能制(例)1km〇円・複数乗車	1運送主体	に規定する)認可地縁団体・農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・社会福祉法人・商工会議所・商工会・営利を目的としない法人格を	特定非営利活動法人Necoねこ(馬場 明子) 〇主たる事務所所在地:戸田市大字新曽927番地の3
特別・	2運送利用者の範囲	イ 身体障害者 ロ 精神障害者 ハ 知的障害者 ニ 要介護認定者ホ 要 支援認定者へ 基本チェックリスト該当者 ト その他(肢体不自由、内部障	〇運送の範囲:戸田市
発達転者	3使用車両	約が書面で行われている ・当該契約において有償運送の管理、運営、事故・苦情対応について運	〇持込車両台数: 3台(軽2台)
対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任息保険石には共済(拾集者障害を対象に含むものに限る)に加入していること 当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に、地域の特性等を勘案しつつ定められたもの	4運転者	免許を有しかつ、その効力が2年以内に停止されていない者で、国土交通大臣が認定する講習を修了している者。但し、セダン型等の一般車両については、介護福祉士の登録を受けているか、国土交通大臣が認定する講習を修了しているか、国土交通大臣が認める要件を備えているか、	〇講習·研修受講状況:3人(修了) 〇介護福祉士の登録状況:2人(他1名は介護職員初任者研修修
ね2分の1を目安に、地域の特性等を勘案しつつ定められたもの 【対価の要件】 ・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。 ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。 【対価の設定】 ・距離制(例)1km〇円 ・時間制(例)10分〇円 ・定額制(例)1回〇円 ・複数乗車	5損害賠償措置		三井ダイレクト損保、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
○ 宝/ 佐田 十日	6運送の対価	ね2分の1を目安に、地域の特性等を勘案しつつ定められたもの 【対価の要件】 ・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。 ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。 【対価の設定】 ・距離制(例)1km〇円 ・時間制(例)10分〇円	加算: 以後10分当たり500円 待機料金: 10分あたり250円 〇定額制: 運送1回あたり500円(戸田市内のみ)上限150回/年
運行管理、整備管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発 〇運行管理マニュアル: 有り	7管理運営体制	生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の	○事故処理&責任体制:有り ○使用車両整備管理体制:有り
道路運送法第79条の4第1号から第4号まで欠格事由に該当する者でな 〇宮型書法はの有無・有以	8法令遵守	道路運送法第79条の4第1号から第4号まで欠格事由に該当する者でないこと	

NPO等による自家用有償旅客運送に係る道路運送法第79条の6の規定に基づく更新登録申請の概要

項目	福祉有償運送の要件	申請者の概要
1運送主体	・市町村・NPO法人・一般社団法人又は一般財団法人・(地方自治法に規定する)認可地縁団体・農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・社会福祉法人・商工会議所・商工会・営利を目的としない法人格を有しない社団	〇法人名(代表者名):特定非営利活動法人 悠々いい旅 〇主たる事務所所在地:埼玉県蕨市塚越7丁目35番15号 〇定款、登記簿謄本
2運送利用者の範囲	あらかじめ登録をした利用会員及びその付添人 イ 身体障害者 ロ 精神障害者 ハ 知的障害者 ニ 要介護認定者ホ 要 支援認定者へ 基本チェックリスト該当者 ト その他(肢体不自由、内部障 害、精神障害、その他の障害)	〇利用会員名簿搭載者数:30人(令和4年3月31日現在) 〇運送の範囲:川口市、蕨市、戸田市 〇旅客の範囲:二、ホ
3使用車両	・運送主体と自家用自動車を提供する者との間で車両の使用に関する契約が書面で行われている ・当該契約において有償運送の管理、運営、事故・苦情対応について運送主体が責任を負うことが明確化されている	○所有台数: 0台(軽0台) ○持込車両台数:車いす車1台(軽1台) ○実績:令和3年度 248回 823.2km
4運転者	普通第二種免許を有しかつ、その効力が停止されていない者か、第一種免許を有しかつ、その効力が2年以内に停止されていない者で、国土交通大臣が認定する講習を修了している者。 但し、セダン型等の一般車両については、介護福祉士の登録を受けているか、国土交通大臣が認定する講習を修了しているか、国土交通大臣が認める要件を備えているか、いずれの要件を満たしている者	
5損害賠償措置	対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者障害を対象に含むものに限る)に加入していること	〇契約保険会社等名:東京海上日動 〇契約内容:全て要件を満たしていることを事務局で確認済み
6運送の対価	当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に、地域の特性等を勘案しつつ定められたもの【対価の要件】・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。 ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。 【対価の設定】 ・距離制(例)1km〇円 ・時間制(例)10分〇円 ・定額制(例)1回〇円 ・複数乗車	○距離制 初乗り3km以下 300円 加算:以後1km当たり 250円 ○時間制 その他: 待機料金 :30分毎 300円 その他の料金:30分毎 400円(院内介助) ○定額制 運送1回当たり 25,000円
7管理運営体制		○運行管理体制:有り ○運行管理マニュアル:有り ○事故処理&責任体制:有り ○使用車両整備管理体制:有り ○苦情対応体制:有り
8法令遵守	道路運送法第79条の4第1号から第4号まで欠格事由に該当する者でないこと	〇宣誓書添付の有無: 有り

福祉有償運送に関する変更登録申請等(道路運送法第79条の7)の概要

〇名称、住所、代表者名: **特定非営利活動法人悠々いい旅**

○登録番号: 関埼福第306号

変更事項	変更前	変更後	添付資料
1旅客から収受する対価	定額制	<u>距離制</u> 初乗り 3kmまで 300円 以後 1kmあたり 250円 待機料金 30分 300円 院内介助 30分 400円(待機料金との併用なし) <u>定額制</u> 運送1回あたり 25,000円(1日貸し切り運行)	対価に関する 変更申請書 P.1
2変更予定期日			

〇名称、住所、代表者名: 社会福祉法人戸田市社会福祉事業団

○登録番号: 関埼福第200号

変更事項	変更前	変更後	添付資料
1 体皮から収高する対価	(以終1kmなた以150円)	<u>距離制</u> 2km未満 400円 (以後1kmあたり 200円)、 迎車料金1km 毎200円 、 待機料金15分毎 250円 、車いす使用料50円、 ストレッチャー使用料100円	対価に関する 変更申請書 P.2~3
2変更予定期日			

軽微な事項の変更等の届出一覧

事業者名	変更事項	変更前		変更後	
社会福祉法人みぬま福祉会 生活サポートセンターたいよう	南部地区廃止	コロナの影響により利用者激減し実績が上がらなくなった為(令和4年3月31日事業廃止)			
一般社団法人 埼玉県身障者問題をすすめる会	南部地区廃止	利用者の転居により利用終了のため、南部地区のみ廃止(令和4年3月31日)			
		寝台車	0(0)	寝台車	0(0)
	自家用有償旅客運送自動車 の数及びその種類ごとの数 ※()内は軽自動車数	車いす車	26(9)	車いす車	27(9)
		兼用車	0(0)	兼用車	0(0)
11.6.1-11.11.1.1.25.#		回転シート車	0(0)	回転シート車	0(0)
社会福祉法人さくら草		セダン等	6(1)	セダン等	4(1)
		合計	32(10)	合計	31(10)
	運転者数	52名		50名(2名減)	
	整備管理者の変更	板橋伸明		金 紳太郎	

事業者名	変更事項	変更前		変更後	
	自家用有償旅客運送自動車 の数及びその種類ごとの数 ※()内は軽自動車数	寝台車	0(0)	寝台車	0(0)
		車いす車	0(0)	車いす車	0(0)
		兼用車	0(0)	兼用車	0(0)
特定非営利活動法人 ともに生きる会		回転シート車	0(0)	回転シート車	0(0)
		セダン等	1(0)	セダン等	2(1)
		合計	1(0)	合計	2(1)
	運転者数	5名		7名(2名増)	
特定非営利活動法人ケアたつ	運転者数	6名		8名(2名増)	
		寝台車	0(0)	寝台車	0(0)
		車いす車	1(1)	車いす車	0(0)
特定非営利活動法人	自家用有償旅客運送自動車 の数及びその種類ごとの数	兼用車	0(0)	兼用車	0(0)
原町ケアクラブ	※()内は軽自動車数	回転シート車	0(0)	回転シート車	0(0)
		セダン等	3(1)	セダン等	4(2)
		合計	4(2)	合計	4(2)

NPO等による自家用有償旅客運送に係る道路運送法第79条の2の規定に基づく新規登録申請の概要

項目	有償運送の条件	申請者の概要
1運送主体	・市町村・NPO法人・一般社団法人又は一般財団法人・(地方自治法に規定する)認可地縁団体・農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・社会福祉法人・商工会議所・商工会・営利を目的としない法人格を有しない社団	○法人名(代表者名): 一般社団法人コンパス娘息子代行サービス(小池 修) ○主たる事務所所在地: 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 783 番地 4 ○定款、登記簿謄本
2運送利用者の範囲	あらかじめ登録をした利用会員及びその付添人 イ 身体障害者 ロ 精神障害者 ハ 知的障害者 ニ 要介護認定者ホ 要 支援認定者へ 基本チェックリスト該当者 ト その他(肢体不自由、内部障 害、精神障害、その他の障害)	〇利用会員名簿搭載者数:8人(令和4年7月1日現在) 〇運送の範囲:川口市、蕨市、戸田市 〇旅客の範囲:二、ホ
3使用車両	・運送主体と自家用自動車を提供する者との間で車両の使用に関する契約が書面で行われている ・当該契約において有償運送の管理、運営、事故・苦情対応について運送 主体が責任を負うことが明確化されている	〇所有台数:0台 〇持込車両台数:2台 (車いす車1台)
4運転者	普通第二種免許を有しかつ、その効力が停止されていない者か、第一種免許を有しかつ、その効力が2年以内に停止されていない者で、国土交通大臣が認定する講習を修了している者。 但し、セダン型等の一般車両については、介護福祉士の登録を受けているか、国土交通大臣が認定する講習を修了しているか、国土交通大臣が認める要件を備えているか、いずれの要件を満たしている者	〇講習·研修受講状況:3人(終了)
5損害賠償措置	対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗 者障害を対象に含むものに限る)に加入していること	〇宣誓書
6運送の対価	当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に、地域の特性等を勘案しつつ定められたもの【対価の要件】 ・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。 ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。 【対価の設定】 ・距離制(例)1km〇円 ・時間制(例)10分〇円 ・定額制(例)1回〇円 ・複数乗車	 ○時間制 初乗り10分以内500円 加算:以後5分あたり250円 ○複数乗車 旅客1人ずつから収受する対価 5分毎 2人:120円 3人:80円 4人:60円 5人:50円 6人:40円 ・乗車定員 6~7人 ・運送する人数 6人
7管理運営体制	運行管理、整備管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発 生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の 利便の確保に関する体制が明確に整備されていること	○運行及び整備管理体制:有り ○運行管理マニュアル:有り ○事故処理&責任体制:有り ○使用車両整備管理体制:有り ○苦情対応体制:有り
8法令遵守	道路運送法第79条の4第1号から第4号まで欠格事由に該当する者でないこと	〇宣誓書添付の有無:有り

埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会設置要綱

(名 称)

第1条 この会の名称は、埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会(以下「協議会」という。) とする。

(目 的)

第2条 協議会は、川口市・蕨市・戸田市地域における特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO法人」という。)等による道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)法第79条の登録をして行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するために設置する。

(協議会の設置と主宰)

第3条 この協議会は、川口市・蕨市・戸田市が共同で設置し、主宰する。

(協議事項)

- 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) NPO法人等による法第79条の登録及び更新の申請内容に関すること
 - (2) NPO法人等が実施する有償運送事業における課題及び問題点に関すること
 - (3) NPO法人等が実施する有償運送事業の適正実施に関すること
 - (4) その他協議会を共同で設置している市が必要と認める事項

(構成員)

- 第5条 協議会の構成員は、次のとおりとし、事務局が委嘱する。
 - (1) 川口市・蕨市・戸田市でそれぞれ次の区分ごとに選任された者
 - ア 住民の代表
 - イ 社会貢献活動を行っているNPO法人等の代表(福祉有償運送事業の運送主体を除く。)
 - ウ 市職員
 - (2) 協議会全体として次の区分ごとに選任された者
 - ア 利用者の代表
 - イ 一般旅客自動車運送事業者
 - ウ 一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会の代表
 - エ 個人タクシー協会関係者
 - オ タクシー運転手労働組合等の代表
 - 力 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局職員
 - キ 埼玉県職員
 - ク その他協議に必要なときは福祉有償運送に関する知識を有する者
- 2 川口市・蕨市・戸田市地域における有償運送事業の運送主体として登録を申請するNPO等の代表は、 事業実施責任主体として意見を述べ、運営状況等について報告するために、オブザーバーとして会議に 参加する。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

- 第7条 委員の任期は、4月1日より1年とし、再任を妨げないものとする。
- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第8条 会議は会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事及び会議録は原則として公開とする。

- 4 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長、副会長及び第5条(1)で 選任した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、NPO法人等、利用者関係団体、タクシー関係団体、タクシー運転手労働組合及び行政機関を代表して選任された委員については、会長及び副会長である場合を除いて、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合意及び表決を委任することができる。
- 6 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、合意及び表決を委任することができる。
- 7 前2項の規定により、代理人を出席させた委員又は委任状を提出した委員は、第2項及び第4項の適用については、協議会に出席したものとみなす。
- 8 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(開催)

- 第9条 協議会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 法第79条の登録及び更新の申請が予定されている場合
 - (2) 重大事故等、問題が発生した場合
- (3) その他福祉有償運送事業の適正実施に必要がある場合

(事務局)

第10条 この協議会の事務局は、川口市・蕨市・戸田市の3市が建制順に1年ごとに担当し、福祉有償 運送事業所管課が庶務を処理するものとする。

(経費)

- 第11条 協議会の経費は、各市の負担金、その他の収入をもって充てる。
- 2 前項の負担金の額及びその他負担金に関し必要な事項は、別に負担金会則で定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(守秘義務)

第13条 この協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の協議会の招集は、事務局担当市の福祉有償運送事業所管課長が行う。
- 3 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31 日までとする。
- 4 この要綱の施行後最初に事務局を担当する市の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に鳩ヶ谷市でそれぞれの区分ごとに選任された委員の任期は、第7条の規定にかか わらず、平成23年10月10日までとする。

附則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会の 会議及び会議記録の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会設置要綱第8条第2項及び 同第12条の規定に基づき、埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会(以下「協議会」 という。)の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(協議会の公開)

- 第2条 協議会は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とする。
 - (1) 協議会を設置している市の情報公開に関する条例(以下「情報公開条例」という。)に規定 する適用除外事項に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 協議会を公開することにより、当該協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると 認められる場合
- 2 前項ただし書きの規定により非公開とする場合は、会長が協議会に諮って決定する。
- 3 前項の規定に関わらず、協議会の運営に支障を来すと判断される場合は、原則として協議会の開催の1週間前までに、会長が決定することができる。

(協議会開催の周知)

- 第3条 前条の規定に基づき、協議会を公開する場合、協議会の開催について、1週間前までに公 表することとする。
- 2 公表の方法は、「協議会の会議開催予定」(様式1)を協議会事務局市の所管課に配架するとともに、協議会事務局市のホームページへ掲載することにより行う。

(協議会の傍聴)

第4条 協議会の公開は、協議会の傍聴を希望する者に、協議会の傍聴を認めることにより行う。 2 協議会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

- 第5条 協議会の会議記録は、次に掲げるものを協議会事務局市の所管課に配架するとともに、協議会事務局市のホームページへ掲載することにより公開する。
 - (1) 協議会の終了後、翌日(閉庁日の場合はその次の日)までに公開する「審議速報」(様式2)
 - (2) 協議会の終了後、3週間を目途に公開する「会議記録」(様式3)
- 2 前項第2号で規定する「会議記録」は、委員等の氏名を記載した発言記録とする。ただし、 次のいずれかに該当する場合には、会長の決定により委員等の氏名を省略または内容を要約す ることができることとし、その場合は、様式3に理由を記載する。
 - (1) 情報公開条例の適用除外事項に該当する事項が含まれる場合
 - (2) 記載内容について、委員の了承が得られない場合
 - (3) 長時間の会議で発言記録の作成が困難な場合
- 3 協議会当日の資料については、その内容が情報公開条例の適用除外事項に該当する事項を除き、 協議会の事務局において、一般の閲覧に供するものとする。

(情報提供期間)

第6条 前条で規定する「審議速報」、「会議記録」及び会議資料の情報提供期間は、協議会を開催 した日の属する年度及び翌年度とする。

(協議会の概要の周知)

- 第7条 協議会の概要を周知するため、協議会の委員等を記載した「協議会の概要」(様式4-1及び様式4-2)を作成し、協議会事務局市の所管課に配架(様式4-1)するとともに、協議会事務局市のホームページへ掲載(様式4-2)する。
- 2 前項の規定により、配架、掲載した内容について、年度途中に変更があった場合は、新たに「協議会の概要」を作成し、速やかに配架、掲載する。

(委任規定)

第8条 この要領に定めるものを除くほか、協議会の会議の公開等に関して、必要な事項について は、会長が協議会に諮って定めることとする。

附則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年10月11日から施行する。

様式1

協議会の会議開催予定

協議会名称	
開催日時	年 月 日() : ~ :
開催場所	
議題	
傍 聴 の 可 否	
非公開理由	
傍聴の席数	
傍 聴 申 込 方 法	
問い合わせ先	所属名、担当者名 電話番号 メールアドレス

様式2

審議速報

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	
開催日時	平成 年 月 日() : ~ :
開催場所	
出 席 者 ※ 会 長 ◎ 副 会 長 ○	
次回開催予定日	平成 年 月 日()
問い合わせ先	所属名、担当者名 電話番号 メールアドレス
会議の概要	

様式3

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	
開催日時	平成 年 月 日() : ~ :
開催場所	
出 席 者 ※ 会 長 等 © 副 会 長 等 ○	
 次回開催予定日 	平成 年 月 日()
問い合わせ先	所属名、担当者名 電話番号 メールアドレス
会 議 記 録	発言記録 ・ 要約 要約し 会議記録の公開に関する取扱い要領 た理由 第5条第2項(3)による。
協議内容	
協議結果	

協議会の概要

名称	埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会
設置根拠法令等	埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会設置要綱
設置年月日	平成17年 9月 1日
所 掌 事 務	
委 員 数 · 任 期	人 年
委員の氏名 ※会長等◎ 副会長等○	
諮問·答申事項等	
会 議 公 開	
非公開理由	
会議開催日	平成 年 月 日()
問い合わせ先	所属名、担当者名 電話番号 メールアドレス

協議会の概要

名称	埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会
設置根拠法令等	埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会設置要綱
設置年月日	平成17年 9月 1日
委 員 数 · 任 期	
委員の氏名 ※会長等◎ 副会長等○	
諮問·答申事項等	
会 議 公 開	
非 公 開 理 由	
会議開催日	平成 年 月 日()
問い合わせ先	所属名、担当者名 電話番号 メールアドレス

埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会負担金会則

(趣旨)

第1条 この会則は、埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会(以下「協議会」という。)設置要綱の規定に基づき、協議会における負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第2条 負担金の額は31,000円とする。

(予算措置)

第3条 負担金は、委員報酬・消耗品費・通信運搬費・保険料・会場借上料その他、協議会の運営に必要なものにあてる。

(報酬)

第4条 委員報酬として学識経験者に10,000円、その他の委員(国・県・市職員及び社会福祉協議会職員は除く)に3,000円とする。

(旅費)

- 第5条 構成市と近接する市(区を含む。)の外から協議会へ出席する委員に対し、旅費を 支給する。
 - 2 旅費の種類は鉄道賃、車賃とし、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。
 - 3 近接する市はさいたま市、草加市、越谷市、朝霞市、志木市、和光市、北区、板橋 区及び足立区とする。

(口座の管理)

第6条 協議会の口座の管理は、事務局市が行うものとする。

(振込み)

第7条 負担金の振込みについては、事務局市が協議会負担金振込み依頼書(様式1)を 作成し、構成市に通知する。

(監査)

- 第8条 次年度の事務局市を監事とする。
 - 2 事務局市は、決算報告書を作成し、監事の監査を受け、その結果を構成市に報告 する。

(繰越)

第9条 決算で残金が生じた場合は、次年度に繰り越すものとする。

(その他)

第10条 この会則の実施にあたり、その他必要事項が生じた時は構成市で協議する。

附則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成23年10月28日から施行する。

附則

この会則は、平成27年7月13日から施行する。